

日本ボイラ協会による正会員のための全国制度

ボイラ安心保険

保険期間 2015年2月1日午後4時～2016年2月1日午後4時まで

募集期間 2014年12月1日～2015年1月30日

中途加入 保険期間の中途でのご加入は毎月受け付けをしております。その場合の補償期間は、毎月月末までの受付分は受付日翌月1日から2016年2月1日午後4時までとなります。

保険料払込方法 保険料の払込につきましては、補償開始月翌月の27日(金融機関の休業日である場合は翌営業日)にご指定の口座より引落しとなります(保険料のほかに、制度維持費1,000円を加算します。)

ボイラに特化した!

ボイラ安心保険があるのをご存知ですか?

スケール損害も
補償!

ボイラスケールが
進行した結果、その部分に
生じた損害も大丈夫?

※破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が
生じた場合のみ補償対象

時価払いではなく
新価払い!

機械が
古いけど、
修理費等の費用は
十分支払われるの?

ボイラの
保険料って
高いイメージが
あるけど・・・

日本ボイラ協会の
スケールメリットを
活かした
保険料水準!

ぜひ、この機会にご検討ください!

- ご加入方法**
- ・ご加入をご検討いただける場合、取扱代理店へご連絡ください。
 - ・ボイラ安心保険(機械保険)のご加入にあたっては「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱代理店にご提出ください。

本制度にご加入できる方は一般社団法人日本ボイラ協会の正会員の方に限られます。団体を脱退し、保険加入始期日時時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

一般社団法人日本ボイラ協会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

**ボイラ安心保険
加入のススメ**
今すぐチェック!
START▶

御社ではボイラに対して
「火災保険・機械保険」等に参加していますか?

Yes

No

この機会に
保険の見直しを
行ってみませんか?

Yes

現在の保険契約では、
「ボイラの損害(ボイラ自体の破裂・爆発、
スケール損害等)」も
補償されていますか?

No

Yes

火災ありタイプ
がオススメ

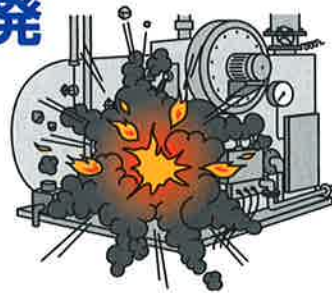
火災あり・なしタイプ
がオススメ

火災ありタイプ
がオススメ

ボイラ設備の事故例

例えば、次のような損害に対し保険金をお支払いいたします。

点火ミスによる ボイラの爆発



損害額例

1,100万円

給水ポンプのスイッチを切ったままボイラーの
運転を行なったため空焚きとなり

水管に ゆがみが発生



損害額例

540万円

ボイラスケールが進行し、 過熱したことによる破裂

(その部分に生じた損害も補償)



損害額例

200万円

ボイラー用制御盤に 配水管からの汚水が浸入したため 配線に絶縁破壊発生

損害額例

300万円

※上記の事故例は、起こる可能性がある仮定の事故例です。

ボイラ安心保険とは

特徴

- 1** ボイラスケールの進行によって生じた破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による損害も補償します。
- 2** 修理費実額を、新調達価額まで補償します。(新価払い方式)
→詳しくはP3をご覧ください。
- 3** 日本ボイラ協会の団体保険なので、スケールメリットを活かした保険料水準です。

対象の範囲

保険料の算出にあたり、ボイラ、付属装置一式、ボイラ配管の種類や伝熱面積等のご申告が必要です。

ボイラ

- ①ボイラ本体*
- ②炉壁
- ③燃焼機(バーナ、ストーブ)
- ④過熱器、再熱器
- ⑤節炭器(エコノマイザ)
- ⑥空気予熱器
- ⑦集塵装置(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置)
- ⑧煙道(煙突を除く)
- ⑨通風機
- ⑩風道
- ⑪ボイラ本体、過熱器または節炭器の相互間の配管
- ⑫ボイラ本体に取り付けられた水面計、圧力計、安全弁、自動給水加減器、連続ブロー装置、スートブロー等
- ⑬ボイラ本体の支持体
- ⑭外装、装着物、保温材
- ⑮強制貫流・循環ボイラの水循環ポンプ

*ボイラ本体に最も近い締切弁までを含みます。ただし、ボイラ本体の取付部から3m以内に締切弁がない場合には第一の継手までとします。

付属装置一式

- ①給水ポンプ
- ②給水処理装置
- ③給水加熱器
- ④油移送装置
- ⑤水・油タンク
- ⑥微粉炭装置
- ⑦石炭運搬用ベルトコンベア
- ⑧灰処理装置
- ⑨木屑輸送装置
- ⑩貯湯槽
- ⑪薬液注入装置
- ⑫自動制御装置
- ⑬蒸気アキュムレータ
- ⑭これらの各機器相互間の配線・配管

ボイラ配管


- ①ボイラで発生した蒸気、温水または復水を包容する敷地内にある配管(ハツダを含みます。)ただし、ボイラ本体、加熱器または節炭器相互間の配管を除きます。
- ②ボイラと給水ポンプまたはインゼクタ間にある給水管
- ③各種燃料配管
- ④上記配管に取り付けられた弁または付属品

ボイラ安心保険ラインナップ

次の2タイプからお選びいただけます。

		火災ありタイプ	火災なしタイプ*
		ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約(腐食、さび、侵食、キャビテーション、ボイラスケール担保)、火災危険担保特約条項	ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約(ボイラスケールのみ担保)、化学爆発・破裂損害担保特約条項
損害のてん補方式(保険金の支払方法)		新価払い方式	
自己負担額		5,000円 エクセス方式 (損害が自己負担額を超過した場合、その超過した部分を補償する方式)	
補償範囲	破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂	○	○ (火災による爆発・破裂は除きます)
	従業員または第三者の取扱上の拙劣、または過失による事故	○	○
	ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用、その他の電氣的現象による事故	○	○
	設計・製造または材質の欠陥による事故	○	○
	工場製作または組立作業の欠陥による事故	○	○
	遠心力に基く飛散、破壊による事故	○	○
	ボイラ内の水不足による事故	○	○
	落雷、冷害または氷害による事故	○	○
	他物の衝突または航空機の墜落による事故	○	○
	その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な事故	○	○
	ボイラスケールの進行による破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂	○	○
	火災による事故	○	×
損害賠償責任担保特約	△ (オプションにて選択)		

*火災なしタイプ固有の、お支払の対象とならない損害



ご注意ください

- 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害は、腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションにより破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合でも保険金支払対象外です。
- 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害は、日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合でも保険金支払対象外です。

「新価払い方式」とは?

修理費実額(新調達価額を上限)、または保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価格をお支払いします。この価額には、機械本体の価額に加え、機械を運転可能な状態に設置するために要する費用(運賃、組立・据付費、試運転調整費等)も含まれます。

※保険金額を、保険期間中を通じて、常に新調達価額に一致させておく必要があります。インフレ、機械の改良等により新調達価額が上昇した場合には、保険金額を増額して、新調達価額に一致させていただきようをお願いいたします。

※保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によって、お支払いする保険金が削減されますので、新調達価額いっぱいにご契約いただくようお願いいたします。

保険料のご予算〈火災ありタイプの場合〉

保険料は、保険金額に所定の料率を乗じて算出いたします。

新機械割引、運転休止割引等の割引も対象によっては適用可能です。詳しくは、取扱代理店までお問い合わせください。

保険料例 (使用燃料:液体)	保険金額	年間保険料
水管式ボイラ	1,000万円 (自己負担額 5,000円)	38,850円
ボイラ付属装置一式	300万円 (自己負担額 5,000円)	6,380円
オプション	1事故支払限度額	年間保険料
損害賠償責任担保特約	5,000万円	4,310円
合計年間保険料		49,540円*1

〈ご参考〉

保険料例 (使用燃料:液体)	保険金額	年間保険料
水管式ボイラ	300万円 (自己負担額 5,000円)	11,650円
水管式ボイラ	500万円 (自己負担額 5,000円)	19,420円
水管式ボイラ	800万円 (自己負担額 5,000円)	31,080円

*1 別途、制度維持費1,000円を加算します。

お支払いする保険金

次の3種類の保険金をお支払いいたします。

1

損害保険金*2

$$\left(\begin{array}{c} \text{修理費} + \text{損害防止費用} \\ *3 \qquad \qquad *4 \end{array} \right)^{*5} - \begin{array}{c} \text{残存物価額} \\ *6 \end{array} - \begin{array}{c} \text{自己負担額} \\ *7 \\ 5,000円 \end{array}$$

- *2 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額(保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合には、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- *3 修理費:新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等
ただし、以下は修理費に含まれません。
(1) 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
(2) 仮修理費(本修理の一部をなす部分は除きます。)
(3) 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
(4) 模様替えまたは改良による増加費用
(5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
- *4 損害防止費用:損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用
- *5 修理費および損害防止費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に事業場において復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額(新調達価額から使用による減価を差し引いた額)が限度となります。
- *6 残存物価額:修理に伴って残存物がある場合のその価額
- *7 自己負担額:ご加入者にご負担いただく金額です。

2

臨時費用保険金

損害保険金の10%に相当する額をお支払いいたします。ただし1事故につき、事業場ごとに200万円を限度といたします。

3

残存物取片づけ費用保険金

損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の6%の範囲内でお支払いいたします。

〈オプションで「損害賠償責任担保特約」にご加入いただいた場合〉

(1) お支払対象となる保険金の種類

- ① 法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- ② 争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
- ③ 損害防止軽減費用
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④ 緊急措置費用
事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、またはあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 協力費用
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

1回の事故につき、①の法律上の損害賠償金の額と②～⑤の費用の額の合計額を、支払限度額を限度にお支払いします。

(3) 支払限度額(1事故あたり対人・対物の合算)

5,000万円、1億円の2タイプからお選びください。

お支払いの対象となる主な損害

次のような不測かつ突発的な事故により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。ただし、お支払いの対象とならない主な損害を除きます。

- | | |
|--|-------------------------|
| ①従業員または第三者の取扱上の拙劣、または過失による事故 | ⑥ボイラ内の水不足による事故 |
| ②ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電氣的現象による事故 | ⑦物理的原因による破裂または爆発による事故 |
| ③設計・製造または材質の欠陥による事故 | ⑧落雷、冷害または氷害による事故 |
| ④工場製作または組立作業の欠陥による事故 | ⑨他物の衝突または航空機の墜落による事故 |
| ⑤遠心力に基く飛散、破壊による事故 | ⑩その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な事故 |
| | ⑪ボイラの化学爆発(ガス又は粉じん爆発) 等 |

損害賠償責任担保特約付帯時

保険の対象の不測かつ突発的な爆発または破裂の事故により生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います(火災なしタイプでは、「火災による爆発または破裂」による事故の場合は除きます。)

お支払いの対象とならない主な損害

次のような損害については保険金をお支払いいたしません。詳細は、機械保険普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

〈火災ありタイプ〉

- | | |
|---|---|
| ①保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または事業場責任者の故意または重大な過失 | ⑩紛失、盗難、詐欺または横領による損害 |
| ②①に掲げる方以外の方が保険金を受け取る場合、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失
ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。 | ⑪腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
(腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションにより破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。) |
| ③保険契約の締結の際、既に保険の対象に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵もしくは欠陥
または重大な過失によって知らなかった瑕疵もしくは欠陥 | ⑫日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害
(日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。) |
| ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 | ⑬ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
(ボイラスケールの進行により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。) |
| ⑤騒擾およびこれに類似の集団行動 | ⑭保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害 |
| ⑥労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱 | ⑮メーカー等納入者が法律上、契約上責任を負うべき損害 |
| ⑦官公庁による差押え、収用、没収または破壊 | ⑯核燃料物質、放射能汚染等による損害 等 |
| ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 | |
| ⑨暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫 | |

〈火災なしタイプ〉

〈火災ありタイプ〉のお支払いの対象とならない主な場合①～⑩、⑬～⑯に加え、以下の⑰～⑲もお支払いの対象外となります。

- ⑰火災、火災による爆発もしくは破裂による損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。)
- ⑱腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
(腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションにより破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合も、含みます。)
- ⑲日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害
(日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合も、含みます。)

〈運転休止割引を適用する場合(運転休止特約セット)〉

ご加入いただいた各タイプのお支払いの対象とならない主な場合に加え、加入依頼書記載の運転休止期間中に生じた次のいずれかに該当する損害

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| ①保険の対象を検査、点検または整備以外の目的で運転している間に生じた損害 | ②保険の対象の操業直前に行う試運転中に生じた損害 |
|--------------------------------------|--------------------------|

〈損害賠償責任担保特約〉

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- | | |
|---|--|
| ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人または事業場責任者の故意 | ④労働争議中の違法行為または秩序の混乱 |
| ②加入の際、既に保険の対象に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵または欠陥 | ⑤官公庁による差押え、収用、没収または破壊 |
| ③戦争、外国の武力行使等の事変、暴動、騒じょう等の集団行動 | ⑥地震、噴火またはこれらによる津波、暴風、雪崩、高潮、洪水、ダム・河川などの氾濫 |
| | ⑦火災(火災なしタイプのみ) |

次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害

- | | |
|-------------------------|---|
| ①他人との特別な約定によって加重された賠償責任 | ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害(死亡を含みます。) |
| ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊 | ⑤加入依頼書記載の事業場の外にある保険の対象に起因する賠償責任 等 |
| ③被保険者の同居の親族に対する賠償責任 | |

ご加入時の注意事項 (必ずお読みください)

1. 本保険制度の運営について

本保険は一般社団法人日本ボイラ協会(以下「ボイラ協会」)が契約者となり、ボイラ協会の正会員を被保険者とする損害保険団体契約(機械保険)です。東京海上日動火災保険株式会社(引受保険会社)となり、団体契約を締結することにより保険制度を運営しています。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者であるボイラ協会が有します。

2. ご加入の際の注意

〈告知義務〉

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告知受領権があります。)

〈通知義務〉

ご加入後に次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできません。また、変更の内容によっては、ご契約を解除することがあります。

①保険の対象の用途または仕様を変更したこと。*

*保険の対象の用途または仕様について、次のような変更を行う場合には、ご契約を解除させていただきます。

- ・ご加入時の取扱説明書等に規定されている用途を逸脱した用途に変更すること。
- ・出力や設備容量等の向上を伴う仕様の変更を行うこと。
- ・部品等について、ご加入時のメーカー(製造者)以外のメーカーの部品に交換する仕様の変更を行うこと。
- ・メーカー等外部の専門家を新たに雇用する、またはメーカー等外部の者の操作支援、技術支援、教育を新たに必要とする等の著しい仕様の変更を行うこと。

②保険の対象を引き続き30日以上にわたって整備または修理すること。

③上記以外で加入依頼書の☆が付された事項に内容の変更が生じたこと。

〈運転休止割引を適用した場合の通知義務〉

ご加入後に次の事実が発生した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできません。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

①保険の対象の用途または仕様を変更すること。

②保険の対象を引き続き30日以上にわたって整備または修理すること。

③加入依頼書記載の運転休止期間の開始日または終了日を変更すること。

④上記以外で加入依頼書の☆が付された事項に内容の変更が生じたこと。

〈他の保険契約がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

なお、他の保険契約等に支払責任額を時価額等で算出する旨の約定があるときは上記の保険金支払方法とは相違しますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈代理店の業務〉

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

3. ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控え等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

②加入後の内容変更:ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者ではなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 口座引落しについて

①口座引落しの際には保険料のほかに制度維持費1,000円が加算されます。

②口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に再請求をさせていただきます。2ヶ月連続で引落しができなかった場合には、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

5. もし事故が起きたときは

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご加入の取扱代理店にご連絡ください。

※保険金の請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります)。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

6. 示談交渉サービスは行いません

損害賠償責任担保特約には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございませんが、取扱代理店または保険会社から示談交渉の方法等の助言はさせていただきます。したがって、損害賠償責任担保特約が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

損害賠償責任担保特約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金を除く)について先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このパンフレットは「ボイラ安心保険(機械保険)」の概要をご紹介します。詳細は、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人日本ボイラ協会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

●お問い合わせ先

取扱代理店

引受保険会社

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)